

## 旅費についての注意事項

※ JR 利用の場合は領収書ではなく、必ず JR 券（切符）のコピー（又は写真）、又は利用日・利用車両・利用区間・支払い金額が確認できる JR の書類（例：クレジットカード、モバイル Suica 特急券）を添付してください。

補助対象となるのは、運賃・特急料金のほか宿泊費で、領収書等で**利用日・支払い金額が確認**できるもののみが対象となります。よって、食費や日当、領収書等のない電車・バス等の利用は、補助対象経費に算入できません。また、高額な宿泊費やグリーン車等の利用については、補助対象外となります。

また、補助対象事業実施期間の前後に補助対象事業以外の用務を行う場合等、事業実施日と切符の利用日に2日以上の間隔がある場合、一部減額したうえで補助対象としますので、御注意ください。

*（例：お先にトクだ値、大人の休日倶楽部、株主優待等の割引料金でグリーン車を利用した場合、正規料金より割安ですが、補助対象外となります。この場合には、特急料金相当部分も補助対象外としますが、運賃の明細が市で確認できない場合は、運賃も補助対象とできない場合がありますので、御注意ください。）*

なお、旅費を補助対象経費に算入する場合は、

- ・ 利用年月日
- ・ 利用区間・施設（ホテル名等）
- ・ 利用金額（パック旅行の場合は合計金額で可）

がわかるもの（切符、バウチャー券等のコピー）を、全員分添付してください。添付がない場合、補助対象として取り扱えない場合があります。

なお、コピーに限らず、携帯電話等で撮影した切符等の写真でも可とします。

### ● ETCの利用について

ETCの利用については、インターネットで発行された利用証明をもって支払金額を確認します。この場合、発行対象期間が過去62日間となりますのでご注意ください。

また、車載器が正しくセットアップされていないと発行できませんので、事前にテストされる事をおすすめします。

※ ETC利用紹介サービスのホームページ

<https://www.etc-meisai.jp/>

なお、利用証明が発行できない場合は、クレジットカードの利用明細等を添付してください。

※ いずれの場合も、主催者等他機関からの補助がある場合は、市の補助対象経費には算入できません。

## 消費税についての注意事項

- ※ 補助金は消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業にかかった経費は控除対象仕入税額に算入することもできます。
- ※ 課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっていますが、補助金等により賄われる消費税額は補助事業者において負担していないこととなるため、補助事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入した場合、二重に交付を受けたことになってしまいます。

以上より、補助対象経費に消費税を含んで補助金交付申請をした場合、消費税の確定申告が終わるまで控除対象仕入税額が分からず、交付すべき補助金額が確定しないことになります。

よって、本補助金については、消費税相当額は補助対象外経費として取り扱いますので、精算の際には、消費税相当額を除いた対象経費の合計から補助金交付申請額を算出されますよう、よろしくお願いいたします。